

選挙権年齢の引下げに伴う高校教育

昨年6月の公職選挙法改正により、選挙権年齢が**満20歳以上から満18歳以上**に引き下げられ、本校でも選挙権を有する生徒がさらに増えることになりました。

学校では、教科「公民」や総合的な学習の時間、ホームルーム活動などを通じて国が作成した副教材「**私たちが拓く日本の未来**」等を活用したり、して、**政治的教養を育む学習**に取り組んでいます。(選挙管理委員会と連携した出前講座も実施予定)

■ 有権者として求められる資質能力（政治的教養）



- 課題を多面的・多角的に考え
自分なりの考えを作っていく力
- 自分の考えを主張し、説得する力

- 民主主義の意義や選挙の仕組みなど、政治や選挙についての理解
- 社会や経済、国際関係などの分野における政治的課題についての理解

この副教材は、全ての高校生に配布されています

知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら、様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質能力

■ 選挙のルールQ & A ※答えは右下。()は副教材での掲載ページです。

Yes No

1. 17歳の高校3年生は、選挙運動ができない。(p.95)
2. 公職選挙法に違反したら、20歳未満でも罰せられることがある。(p.100)
3. どの候補に投票するか、友達や保護者に相談してもよい。(p.90)
4. ある候補者への投票を呼びかけるチラシを配るアルバイトをすることはできない。(p.97)

■ こんな場合は？

- 投票日の日曜日は学校行事があり、投票に行くのが困難
 - 理由があって投票日に投票に行くことができない場合は、「期日前投票」制度を利用できます。
- 親元を離れ寄宿舎生活を送っていて、投票日に地元に戻ることが困難
 - 「不在者投票」制度を利用できます。自宅住所のある選挙管理委員会に問い合わせてください。

積極的に選挙を通じて、課題について調べ、考え、自分なりに判断をし、政治に参加していくことは有権者の権利であり、国家・社会の形成者としての責務といえます。

7月には参議院議員通常選挙も予定されています。ぜひ、ご家庭でも話題に取り上げ、お子さんと話し合ってみてください。

詳しくは、日田高校定時制のHPをご覧ください。

※選挙のルールQ & Aの答えは、全てYes

<http://kou.oita-ed.jp/hitatei/guardian/post-182.html>

資料参考：北海道教育委員会



明るい選挙推進シンボルキャラクター
ホープ君

18歳になったら 投票に行こう!

平成27年6月に選挙権年齢が18歳に引き下げられ、
次の国政選挙から適用されます。
これにより、若い世代の意見がより政治や政策に
反映されやすくなります!

Q1 実際に投票や選挙運動ができるのはいつから？

A1 日本国民で満18歳以上※1の方が、その選挙に投票できる方です。また、選挙運動は満18歳以上からできるようになりますが、選挙運動ができる期間は告示(公示)日※2から投票日の前日までに限られますので、ご注意ください。

※1 18年目の誕生日の前日の午前0時から満18歳とされます。

Q2 選挙運動にはインターネットも使えるの？

A2 ホームページ、ブログ、SNS、動画共有サイトなどのウェブサイトは選挙運動に利用することができます。但し、有権者が電子メールを使って選挙運動をすることは禁止されていますので、ご注意ください。

Q3 投票はいつどうやってすればいいの？

A3 投票日の当日に投票所に行って投票するほか、告示(公示)日※2の翌日から投票日の前日までの期間中に期日前投票所において投票することも可能です。

Q4 候補者が分からない場合はどうすればいいの？

A4 告示(公示)日※2以降に各世帯に配られる選挙公報や、候補者の演説、テレビやラジオの政見放送、選挙管理委員会のホームページなどから情報を集め、自分が投票する候補者を慎重に決めましょう。 ※2 告示(公示)日とは、その選挙の候補者が立候補する日です。